

篠 監 公 表 第 3 号
平成 26 年 10 月 30 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 恒 田 正 美

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成26年9月11日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成26年9月11日提出分)

平成26年10月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成26年9月11日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市*****

氏 名 *****

2 請求の概要

(1) 請求の要旨

平成26年度自主事業、映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」のDVD貸出料は、当初、上映する予定であった「アナと雪の女王」が市職員のミスにより上映中止となり、怪盗グルーのミニオン危機一発」を上映した。それは、特定の市民のためだけに支出された。

このためにDVD貸出料として支出した。

本来、映画の上映に関しては、上映権を確保し契約する事が必要であり、「アナと雪の女王」を上映する場合は、他の自治体が上映できたのは「無料」であるためです。

市長や担当者が主張した「本来であれば、7月中に映画館での上映が終了する予定がロングランになり、著作権の問題が浮上した」としているがそれは違う。

本市は「有料・500円」で上映会を行うという違法行為のために、上映中止を映画会社から求められたのである。この行為は、職員の法律に無知なことから生じたものである。

本来であれば上映中止になったことにより、お詫びの言葉や文面とともに「違法に受領」した金員を返還すればいいのだ。

市民は「代価」を求めている。

しかし、市長の発案によるDVD・レーザーディスクの進呈(贈呈)や「怪盗グルーのミニオン危機一発」の上映も必要ない。

一部の市民のためだけが観られるために、公金を支出するのは間違っているといわざるを得ない。

この「お詫び」の行為は、今後「職員」の不祥事やミスにより「市民」への謝罪やお詫びをするときに「3500円」程度のお詫びの品を持参することを、市長は既成事実とした「悪しき前例」を作ってしまった。

市民から「要望」されても拒否できなくなった。それは公金ではなく職員「私

費」で購入することになり職員の負担は大きい。
市長の発言や行動は、慎重でなければならない。

アナと雪の女王の DVD ・ レーザーディスクは、姫路新映配と前川教育長が負担することになったと発表されている。
当初は、市長も負担するつもりであったようであるが、市長は来年の選挙が控えているので市民へのリップサービスもあったのであろう。
しかし、市長が負担すると「公職選挙法」に違反するのである。
選挙区の市民に物品を配布することは出来ないのである。
それを知らず、思いつきで短絡的な発想といわざるを得ない。

職員は当初、「返金と謝罪」で処理しようとしていた、それを覆し無駄な公金を支出した行為は不当である。

本来、市長は決裁者ではないのであるが本件、処理の過程での責任は重い。
よって、市長にも他の決裁者と同様に返還し市に賠償させる」ことを求める。

(2) 事実を証する書面

ア. 件名 平成26年度自主事業の変更について

イ. 市主催事業収支見積書

ウ. 件名 H26年度自主事業 映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」の請書について

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成26年10月6日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)が「不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1)「アナと雪の女王」上映中止による代替映画として「怪盗グルーのミニオン危機一発」を上映し DVD 貸出料を支出したことについて

2 監査対象部局

教育委員会 たんば田園交響ホール

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成26年10月15日に教育部長、教育委員会たんば田園交響ホール職員及び総務部長から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成26年10月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書が提出された。

ア. 追1・平成26年度自主事業の変更について

・市主催事業収支見積書

イ. 追2・随意契約理由書 篠交響（事）第3号

ウ. 追3・たんば田園シネマシアター「アナと雪の女王」上映の中止および代替え対応について（記者発表資料）

エ. 追4・全員協議会会議録 平成26年8月20日 9時30分開会12時00分閉会
報告事項（6）たんば田園シネマシアター「アナと雪の女王」上映
中止および代替え対応について

オ. 追5 市長日記

・平成26年8月19日掲載分「アナと雪の女王」上映中止のお詫び
・平成26年8月22日掲載分アナ雪の件、反省します
・平成26年9月5日掲載分アナ雪の件、解決しました

カ. 追6・映画総集計表

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

ア. 当初平成26年8月23日に上映を予定していた映画「アナと雪の女王」は、平成26年7月29日に162,000円で姫路新映配と契約されていた。

イ. 『たんば田園シネマシアター「アナと雪の女王」上映中止および代替え対応について（記者発表）』の決裁は、平成26年8月18日付で教育委員会たんば田園交響ホール担当者が起案し、市長、副市長、教育長、部長、館長、課長補佐、職員の決裁欄にそれぞれが押印されている。

ウ. 平成26年8月19日に行われた記者発表は、教育委員会たんば田園交響ホール

- が担当し、内容は「アナと雪の女王」上映中止の経緯と代替え対応についてであり、具体的には「アナと雪の女王」を申し込みいただいた方に限定し、①入場料500円を返金すること、②代わりの映画「怪盗グルーのミニオン危機一発（98分）」を同日同時時間帯（平成26年8月23日（土）10：00～ 13：30～ 18：30～ 3回）で上映すること、③アナと雪の女王のビデオ（DVD またはブルーレイ）を家族に1枚進呈すること、④ビデオの引渡・返金方法についてである。
- エ. 映画「アナと雪の女王」を申し込まれた方826人には、平成26年8月18日に電話にて映画の上映中止及び代替映画の上映等について連絡がされた。
- オ. 平成26年8月23日の代替映画の上映には、当初申し込み826人に対して362人が観覧した。
- カ. 映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」上映の契約については、平成26年8月18日付で教育委員会たんば田園交響ホール担当者が起案し、教育委員会たんば田園交響ホール館長の決裁後、同日付で株式会社兵庫県映画センターと契約金額108,000円で請書を交わし、平成26年8月23日にたんば田園交響ホールで上映された。
- キ. カの契約金額の支払については、平成26年8月28日付で支出負担行為兼支出命令書が起票され、平成26年10月10日に債権者株式会社兵庫県映画センターに支払われた。
- ク. 「アナと雪の女王」の進呈ビデオ（DVD またはブルーレイ）費用については、姫路新映配と教育長（個人）で負担することとなっている。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、「アナと雪の女王」上映中止による代替映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」の上映費用（DVD 貸出料）については、特定の市民だけの支出であるため公金の支出は間違っており、また無駄な公金支出であり不当であるとしている。

これらのことが、不当な公金支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

判断(1)

地方公共団体の事務処理は、「その事務を処理するに当っては、……、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められた自治法第2条第14項及び「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めた地方財政法第4条にもとづき事務が行われている。従って、市の予算執行等の判断に裁量権の範囲の

著しい逸脱又は濫用があるかどうかが問題になる。

本件の場合、当初上映を予定していた映画「アナと雪の女王」と比べ代替映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」の内容については、大人も子供も楽しめる同程度のものであり、費用についても代替のものということで予算の範囲内でおこなわれていることから特別な映画を上映したとは言えず、当初予定を変更し上映を決めたもので、教育委員会たんば田園交響ホールの裁量権の範囲にあり、必ずしも無駄な公金を支出したとは言えず不当な公金の支出には当たらない。

判断(2)

映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」は平成26年8月23日に上映される「アナと雪の女王」の中止による代替え措置であり、映画「アナと雪の女王」を申し込みをした市民に対してたんば田園交響ホールで上映を約束した市民への補償として上映されたものであり、すべての市民ではなく限定したものであるとの説明は一定理解できるところであり、違法な公金の支出にはあたらない。

以上のことから、請求人が篠山市長に対し、他の決裁者と同様に返還し市に賠償させることを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

第4 要望

本件措置請求についての監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、事実確認を行った結果、改善を要する点があったので、市長、教育委員会に対し次のとおり要望する。

- 1 映画「アナと雪の女王」上映中止から代替映画「怪盗グルーのミニオン危機一発」までの一連の事務については、著作権法の解釈の誤りにより協力金500円を徴収したが、上映中止により500円を返金したことで不適正な事務が行われていないものの、今後はこのような著作権についての疑義が生じないよう法的な解釈を充分理解し事務を行うこと。
- 2 「アナと雪の女王」上映中止による入場料500円の返金、代替映画の上映、「アナと雪の女王」ビデオの進呈については記者発表による起案文書と経過説明資料等で確認できるものの、事業費や公費負担等の意思決定を示す書類については確認ができなかった。地方公共団体の意思決定は原則として起案から決裁という手続きにより行われ、一連の行為は重要なものである。従って、事業実施をする場合は、組織としての最終的な意思決定として決裁文書により事務執行をすること。また、進呈した「アナと雪の女王」ビデオの費用負担が業者負担と私費で賄われているが、市が決定した補償の一つであるならば、市が責任をもって会計処理をするなど経過を明らかにしておくこと。
- 3 市長部局と教育委員会部局との関係は、自治法及び規則により規定されて

おり、権限と責任及び手続きが明確化している。しかし、今回の事務処理においては、教育委員会たんば田園交響ホールの自主事業であるにもかかわらず、上映中止から代替映画上映に至る経過について、当局からは、市長、教育長を含めてそれぞれについて協議し決定しているとの説明であった。事業実施にあたっては、教育委員会は市長部局との連携・協働が必要とは考えるものの、市長の権限委任や協議等が混在し市長部局と教育委員会部局との責任の所在が不明確な状況が見受けられるため、今後は各組織が果たす責務と役割を明確にし事務処理をすること。